

1月16日の原子力規制委交渉で基準地震動とカルデラ噴火の審査やい直しを求めよう！

継続中の川内1・2号審査を中止せよ！ 高浜3・4号審査書(案)を撤回せよ！

川内原発1・2号の審査はまだ終わっていません。原子炉設置変更(基本設計)許可に基づく工事計画(詳細設計)申請と保安規定変更申請が継続審査中です。高浜原発3・4号の審査書(案)は昨年12月17日に確定されましたが、1月16日まで意見募集中であり、川内原発と同様に審査は続きます。直下地震やカルデラ噴火に対する安全性は全く保証されていません。大飯3・4号等でも耐震安全性は保証されていません。

基準地震動については、「M6.5の直下地震で1340ガルの地震動に襲われる」ことが原子力安全基盤機構(現在は原子力規制庁へ統合)の解析で明らかになっており、これを無視するのは「福島原発で15.7mの津波を試算しながら無視した」と同じです。

カルデラ噴火については、「60年以上前に余裕を持ってカルデラ噴火を予知できる」とする九州電力の主張には根拠がなく、田中俊一原子力規制委員長も予兆が出た段階では核燃料搬出は困難であることを認め、石棺のようにプールごと埋めてしまう方法を口走る始末です。

私たちは、昨年3月18日と7月29日に行った原子力規制委員会との交渉の成果を継承し、新たにカルデラ噴火の危険性を加えて、1月16日に3回目の交渉を行います。ぜひ、ご参加ください。

原子力規制委員会・原子力規制庁との交渉

日時: 2015年1月16日(金) 13:30~15:00

場所: 参議院議員会館 101会議室
(地下鉄丸ノ内線「国会議事堂駅」下車歩5分)

参加希望者は通行証が必要ですので、事前に久保までご連絡下さい。当日は、参議院議員会館の荷物検査を経て、12時過ぎにロビーへ集合し、事前会合(12:30~13:30)からご参加下さい。

原子力規制委員会に対する紹介議員は、社会民主党の福島みずほ参議院議員にお願いしています。

公開質問状は2014年11月19日に提出しましたが、交渉前日まで賛同団体・個人の募集を継続し、交渉当日に改めて提出します。賛同団体・個人を広げて下さい。また、遠方からの交渉参加者には交通費の半額をめぐりにカンパしたいと思います。交渉成功のため、1口500円で何口でも結構ですのでカンパをお寄せ下さい。現在、10万円以上集まっていますが、まだ足りません。一層のご支援をお願いします。

連絡先: 〒583-0007 藤井寺市林5-8-20-401 久保方 TEL 072-939-5660 dpmz005@kawachi.zaq.ne.jp
または 〒591-8005 堺市北区新堀町2丁126-6-105 若狭ネット資料室(長沢啓行室長) TEL 072-269-4561
ngsw@oboe.ocn.ne.jp http://wakasa-net.sakura.ne.jp/www/(公開質問状もこのサイトにあります)

カンパ振込先: 郵便振込口座番号 00940-2-100687 (加入者名: 若狭ネット)



呼びかけ: 川内原発建設反対連絡協議会、川内つゆくさ会、反原発・かごしまネット、まちづくり県民会議、川内原発活断層研究会、東電福島原発事故から3年一語る会、さよなら原発:アクションいぶすき、原発ゼロをめざす鹿児島県民の会、かごしま反原発連合有志、原子力発電に反対する福井県民会議、サヨナラ原発福井ネットワーク、原子力資料情報室、若狭連帯行動ネットワーク(事務局担当)

小林勝氏の政府事故調ヒアリングでの証言によれば

震災の1年以上前に「津波が敷地高を超える」可能性を認識、貞観津波の評価を迫ると「その件は安全委員会と手を握っているから余計な事を言うな」、「余り関わるとクビになるよ」と恫喝

昨年12月25日に政府事故調査委員会のヒアリング記録が公開(3回目)されました。そこには、政府事故調中間報告では明示されていなかった重大な事実が記されていました。「15.7mの津波が福島第一原発を襲う恐れがある」ことは2008年6月までに東京電力社内で評価し、それを東電幹部が無視し続けたのですが、これに原子力安全・保安院がどのように対処したのかは不明でした。今回公開された証言記録でその一部が明らかになったのです。

実は、原子力安全・保安院は一枚岩ではなく、耐震性審査の実権を握るグループが、福島第一原発3号炉でプルサーマルを推進するため、耐震バックチェック時に貞観津波の評価実施を拒絶し、貞観津波を評価すべきとするグループに恫喝をかけて黙らせていたのです。

当時「原子力発電安全審査課耐震安全審査室長」として耐震バックチェックに携わり、現在「原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官(地震・津波安全対策担当)」である小林勝氏の証言によれば、次の通りです。

(1)原子力安全・保安院は福島第一原発5号機の耐震バックチェック中間報告に対する評価を2009年7月21日に終えた。当時議論になり始めていた貞観津波については、「調査研究成果を踏まえ、事業者がその成果に応じた適切な対応を取るべき」としたが、貞観津波そのものの評価はなされなかった。

(2)ところが、2010年2月16日に佐藤福島県知事が福島第一原発3号機のプルサーマル計画の条件付き受入れを決め、3月29日に直嶋正行経済産業大臣に「耐震安全性」「高経年化対策」「MOX燃料の健全性」という3条件の履行を申し入れ、同大臣の指示に基づき、1サイト1プラントの原則に反して特別に福島第一原発3号機に関する耐震バックチェック評価作業が開始された。

(3)小林室長や森山審議官らは、福島第一原発3号炉のバックチェック作業は1サイト1プラントの原則を踏みにじること、プルサーマル用MOX燃料装荷予定の2010年8月までの数ヶ月で結論を出すのは困難であることから反対していた。しかし、大臣指示でバックチェックが始まったことから、評価するのであれば、5号機で棚上げされた貞観津波の評価を行うべきであり、原子力安全委員会でも審議すべきだと主張したところ、小林室長は、上司である野口安全審査課長から「その件は、安全委員会と手を握っているから、余計な事を言うな。」と叱責され、当時ノンキャリのトップだった原広報課長から「あまり関わるとクビになるよ。」と恫喝された。

(4)結局、福島第一原発3号機のバックチェックでは、貞観津波の審議はなされず、5号機バックチェックで評価された地震・津波を対象に3号機の構造強度のチェックだけがなされ、MOX燃料装荷に間に合うよう、2010年7月26日に評価結果が出された。

川内原発1・2号でも、審査書(案)作成間際になって、原子力安全基盤機構による「M6.5の直下地震で1340ガルの地震動に襲われる」という解析結果が判明し、カルデラ噴火の予知は困難であり、「数ヶ月前などに予知できたとしても、人は避難できても原子炉停止から5年以上の冷却を要する核燃料は搬出できない」ことが明らかになっています。原子力規制委員会・規制庁は、再稼働を急ぐ政権におもねり、地震・火山の審査やり直しを拒否し、これらの審議を拒絶するのは、15.7mの津波の審議を拒絶した原子力安全・保安院のプルサーマル推進派と同じではないでしょうか。原子力安全・保安院時代の自己批判や反省が決定的に足りないのではないのでしょうか。1月16日の交渉ではこの点を含めて徹底的に追及したいと思います。ぜひご参加ください。

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会「中間報告」(平成23年12月26日) 抜粋

VI 事故の未然防止、被害の拡大防止に関連して検討する必要がある事項

3 津波対策の在り方

(7)津波対策の進展や耐震バックチェック指示等を受けた福島第一原発等に関する東京電力の対応や社内検討の状況

a 津波対策の進展

東京電力は、前記(3)記載のとおり、津波評価技術に基づく津波評価を実施した後も、茨城県や福島県が平成19年に公表した防災用の津波想定調査結果を基に、福島第一原発及び福島第二原発における津波水位の再評価を行い、それまでの想定を上回らないことを確認していた。

b 東京電力が平成20年に行った福島第一原発及び福島第二原発における津波評価、対策に関する社内検討

(a)社内検討に至る経緯

保安院による前記(5)a記載の津波評価に関するバックチェック指示を受けて、東京電力は、福島第一原発及び福島第二原発に関する作業を進めたが、津波評価を検討する過程において、平成14年7月に公表された推本の「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」で述べられている「1896年の明治三陸地震と同様の地震は、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性がある。」という知見をいかに取り扱うかが問題となった。

東京電力は、平成20年2月頃に有識者の意見を求めたところ、「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきである」との意見が出されたことを受けて、遅くとも平成20年5月下旬から同年6月上旬頃までに、推本の長期評価に基づき津波評価技術で設定されている三陸沖の波源モデルを流用して試算した結果、それぞれ福島第一原発2号機付近でO.P.+9.3m、福島第一原発5号機付近でO.P.+10.2m、敷地南部でO.P.+15.7mといった想定波高の数値を得た。

この波高を知った吉田昌郎原子力設備管理部長(以下「吉田部長」という。)の指示で、武藤栄原子力・立地副本部長(原子力担当)(以下「武藤副本部長」という。)らに対する説明及び社内検討が行われることとなった。

(b)社内検討

平成20年6月10日頃、武藤副本部長、吉田部長らに対する福島第一原発及び福島第二原発における津波評価に関する説明が行われ、担当者より、前記想定波高の数値、防潮堤を作った場合における波高低減の効果等につき説明がなされた。

その際に、武藤副本部長より、①津波ハザードの検討内容に関する詳細な説明、②福島第一原発における4m盤への津波の遡上高さを低減するための対策の検討、③沖に防潮堤を設置するのに必要な許認可の調査、④機器の対

策に関する検討をそれぞれ行うよう指示が出された。

平成20年7月31日頃、前記①から④までに関し、武藤副本部長、吉田部長らに対する2回目の説明が行われ、担当者より、防潮堤の設置により津波の遡上水位を1から2m程度まで低減できるものの、数百億円規模の費用と約4年の時間が必要になると見込まれることや、津波解析の手法等について説明がなされた。

武藤副本部長及び吉田部長は、前記想定波高につき、試算の前提とされた推本の長期評価が震源の場所や地震の大きさを示さずに、「地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性がある。」としているだけのものである上、津波評価技術で設定されている三陸沖の波源モデルを福島第一原発に最も厳しくなる場所に仮に置いて試算した結果にすぎないものであり、ここで示されるような津波は実際には来ないと考えていた。

さらに、武藤副本部長及び吉田部長は、このように考えていた他の理由として、前記説明がなされた頃、東京電力が平成19年7月の新潟県中越沖地震に見舞われた柏崎刈羽原発の運転再開に向けた対応に追われており、地震動対策への意識は高かったが、津波を始めとする地震随伴事象に対する意識は低かった旨を挙げている。

他方で、武藤副本部長及び吉田部長は、念のために、推本の長期評価が、津波評価技術に基づく福島第一原発及び福島第二原発の安全性評価を覆すものかどうかを判断するため、電力共通研究として土木学会に検討を依頼しようと考えた。ただし、あくまで「念のため」の依頼であって、その検討の結果がかかる安全性評価を覆すものであるとされない限りは考慮に値しないものと考えていたとのことであり、武藤副本部長らと共に説明を受けた新潟県中越沖地震対策センター長(以下「センター長」という。)も、おおむね同様の考えであった。

結論として、武藤副本部長より、①推本の長期評価の取扱いについては、評価方法が確定しておらず、直ちに設計に反映させるレベルのものではないと思料されるので、当該知見については、電力共通研究として土木学会に検討してもらい、しっかりとした結論を出してもらい、②その結果、対策が必要となれば、きちんとその対策工事等を行う、③耐震バックチェックは、当面、平成14年の津波評価技術に基づいて実施する、④土木学会の委員を務める有識者に前記方針について理解を求めることが、東京電力の方針として決定された。

なお、沖合に防潮堤を設置する案については、武藤副本部長、吉田部長及びセンター長から、津波対策として防潮堤を造ると、原子力発電所を守るために周辺集落を犠牲にすることになりかねないので、社会的に受け入れられないだろうといった否定的な発言がなされていた。

(c)武黒本部長への報告

武藤副本部長及び吉田部長は、遅くとも平成20年8月までに、前記検討内容を武黒一郎原子力・立地本部長に報告したところ、同本部長から特段の指示等はなく、前記方針

が追認された。

(d)東京電力による有識者への説明

東京電力は、平成20年10月頃、土木学会の委員を務める有識者らを訪ね、東京電力の社内検討結果について理解を求めたところ、有識者らからは、特段否定的な意見は聞かれなかった。

有識者らの一人である東京大学地震研究所の佐竹健治教授(以下「佐竹教授」という。)は、貞観津波に関する研究成果を年度内に発表できる見込みだとして、同教授ほか2名の「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」と題する論文(前記(6)a③参照。以下「佐竹論文」という。)の原稿を東京電力の担当者に渡した。東京電力は、同論文を基に福島第一原発及び福島第二原発における波高を試算したところ、福島第一原発で8.6mから9.2mまで、福島第二原発で7.7mから8.0mまでという結果を得た。

(e)貞観津波の取扱い及び堆積物調査の実施に関する決定

貞観津波に関する佐竹論文は、波源モデルを確定させるために福島県沖等の津波堆積物調査が必要である旨指摘していた。また、平成20年12月10日頃、前記(d)で述べた有識者への説明の過程で、ある有識者から「推本が長期評価を出している以上、事業者はどう対応するのか答えなければならない。対策を講じるのも一つ、無視するのも一つ。ただし、無視するためには、積極的な証拠が必要。福島県沿岸で津波堆積物の調査を実施し、推本の見解に対応するような津波が過去に発生していないことを示すのも一案であろう。」旨の意見が述べられた。

吉田部長は、推本の長期評価に関する想定津波と同様に、前記佐竹論文に基づき試算された波高の津波も実際には来ないと考えていたものの、他方で、推本の長期評価と同様に、貞観津波に関する同論文についても津波評価技術に基づく福島第一原発及び福島第二原発の安全性評価を覆すものかどうかを判断するため、念のために、電力共通研究として土木学会に検討を依頼することとした。さらに、吉田部長は、前記有識者の指摘を踏まえ、福島県沿岸において津波堆積物の調査を実施する方針も併せて決定した。

これらの方針は、遅くとも平成21年1月頃までに、吉田部長から武藤副本部長及び武黒本部長に報告され、特段の指示等もなく了承された。

なお、武藤副本部長は、吉田部長から、かかる報告を受けた明確な記憶はない旨述べているものの、吉田部長の「土木学会への検討依頼や津波堆積物調査の実施という費用が掛かる話を自分限りにはすることはあり得ず、武藤副本部長及び武黒本部長に話をした明確な記憶がある。」旨の説明には合理性が認められる上、武藤副本部長自身もかかる報告を受けたことを積極的に否定しているわけではないことからすれば、吉田部長による前記報告が、武藤副本部長等になされたものと考えられる。

また、吉田部長による前記決定は、前記(b)で述べた武

藤副本部長らにより決定された東京電力の方針に沿ったもので、その方針に変更を来すものではないことから、そもそも、武藤副本部長らへの報告の有無にかかわらず、既に決定されていた東京電力の方針に従ったものであったと言える。

c 東京電力による津波堆積物調査の実施

東京電力は、平成21年11月、福島県に対し、津波堆積物調査についての説明を行い、農閑期である同年12月から平成22年3月までの間、福島県沿岸において、津波堆積物調査を実施した。

その結果、貞観津波の堆積物が、福島第一原発より10km北方に位置する南相馬市小高区浦尻地区等において発見されたが、福島第一原発より南方では、津波堆積物は発見されなかった。

d 東京電力社内における福島地点津波対策ワーキングの立ち上げ

東京電力では、平成20年中に福島第一原発及び福島第二原発における津波評価に関する社内検討が行われたが、かかる社内検討後、新潟県中越沖地震対策センターでは、土木調査グループが津波堆積物の調査等を、機器耐震技術グループが海水ポンプの電動機を水密化する検討をそれぞれ行っていたものの、その他には、津波対策と言える取組は特段行われていなかった。

その後、平成24年10月を目途に結論が出される予定の土木学会における検討結果如何では津波対策として必要となり得る対策工事の内容を、いわば頭の体操的に検討することを目的として、平成22年8月に、前記センター内の地震グループを除く全グループが参加する「福島地点津波対策ワーキング」が立ち上げられた。同ワーキングは、同年12月に第2回、平成23年1月に第3回、同年2月に第4回が開催された。同ワーキングでは、津波対策のための工事内容として、機器耐震技術グループからは前記海水ポンプの電動機の水密化が、建築耐震グループからはポンプを収容する建物の設置が、土木技術グループからは防波堤のかさ上げ及び発電所内における防潮堤の設置がそれぞれ提案され、さらに、これらの対策工事を組み合わせて対処するのがよいのではないかといった議論がなされていた。しかしながら、海水ポンプの電動機を水密化する対策や、ポンプを収容する建物を設置する工事は、いずれも技術的な問題があるため、その実現が困難と目されていた。

加えて、前記のとおり、土木学会による検討の結果、推本の長期評価等が従前の津波評価技術に基づく安全性評価を覆すものであるとされない限り、対策工事の必要はないとの判断がなされていたことから、ワーキングが立ち上げられた当時の小森明生原子力・立地副本部長(原子力担当)には、かかるワーキングの存在自体が報告されておらず、同ワーキングの立ち上げ以降も、津波対策の検討は、専ら前記センター限りで行われていた。したがって、かかる問題が、東京電力社内で重要な問題として認識されていた形跡はうかがわれない。

(8)福島第一原発等の津波対策に関する保安院の対応

a 保安院が、東京電力による津波評価等を認知した経緯

(a)保安院からの説明要求

東京電力から提出されていた福島第一原発5号機及び福島第二原発4号機における耐震安全性評価の中間報告書に対する評価が、平成21年6月及び7月、「総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会 耐震・構造設計小委員会地震・津波、地震・地盤合同ワーキンググループ」(以下「合同WG」という。)において行われていた際、合同WGの委員から、貞観三陸沖地震・津波を考慮すべき旨の意見が出された。

かかる貞観三陸沖地震・津波の指摘を踏まえ、保安院の審査官が、平成21年8月上旬頃、東京電力に対し、貞観津波等を踏まえた福島第一原発及び福島第二原発における津波評価、対策の現況について説明を要請した。

これを受け、東京電力の担当者は、吉田部長に対応ぶりを相談し、これまでに決定された東京電力の方針、すなわち、「①貞観津波については、その知見が確定していないことから、電力共通研究として土木学会で検討してもらい、標準化をする。②耐震バックチェックは、平成14年の津波評価技術に基づき実施する。③貞観津波については、土木学会による検討や今後実施予定の津波堆積物調査の結果を踏まえ、改めてバックチェックを実施し、必要があれば対策工事を行う。」という方針を、佐竹論文に基づく試算の結果得られた波高の前記数値と共に保安院に説明する意向である旨述べたところ、吉田部長から了承が得られたが、波高の試算結果については、保安院から明示的に試算結果の説明を求められるまでは説明不要との指示がなされた。

(b)平成21年8月28日頃なされた保安院に対する説明

東京電力は、平成21年8月28日頃、保安院において、事前に作成した資料を使いながら、東京電力における福島第一原発及び福島第二原発の津波評価、対策の検討状況につき、前記(a)記載の対応方針を説明した。その際、想定津波の検討結果については、平成14年の津波評価技術に基づいて算出したO.P.+5mから6mまでという波高を説明した(東京電力は、福島第一原発及び福島第二原発の耐震バックチェックの報告書作成作業を進める中で、平成21年2月頃、海上保安庁水路部が公表した最新の海底地形及び潮位観測の各データを踏まえ、平成14年の津波評価技術に基づく再計算を実施し、想定波高を福島第一原発で5.4mから6.1mまで、福島第二原発で5.0mに修正していた。なお、平成21年12月までに福島第一原発5号機及び同6号機の非常用海水系ポンプの一部につき、必要な海水侵入防止工事を終えていた。)

説明を受けた保安院の審査官は、東京電力に対し、貞観津波に関する佐竹論文に基づく波高の試算結果の説明を求め、その説明を次に受けるときは、上司の室長と共に説明を受けると述べた。

(c)平成21年9月7日頃なされた保安院に対する説明

東京電力は、保安院から貞観津波に関する佐竹論文に

基づく波高の試算結果を説明するよう要請されたことを受けて、吉田部長の了承を経て、平成21年9月7日頃、保安院において、室長らに対し、準備した資料を使いながら、貞観津波に関する佐竹論文に基づいて試算した波高の数値が、福島第一原発で約8.6mから約8.9mまで、福島第二原発で約7.6mから約8.1mまで(全てO.P.)であったことを説明し、これらの説明に使用した全ての資料を室長らに渡した。

(引用者注:小林室長は2009年9月7日の会合に欠席し、後日●●から報告を受けた、欠席理由は覚えていないと証言している。)

このような説明を受けて、保安院の審査官は、波高が8m台なら、津波がポンプの電動機据付けレベルを超え、ポンプの電動機が水没して原子炉の冷却機能が失われることを認識した。しかしながら、保安院の室長らは、前記説明に係る津波発生 of 切迫性を感じず、保安院として新しい知見を踏まえた原発の安全性について説明を求められる程度には至っていないと考えたことから、東京電力に対し、担当官限りの対応として福島第一原発及び福島第二原発における津波対策の検討やバックチェック最終報告書の提出を促したものの、対策工事等の具体的な措置を講じるよう要求したり、文書でバックチェック最終報告書の提出を求めることまではせず、森山善範審議官(原子力安全基盤担当)(以下「森山審議官」という。)等の上司にも報告、相談しなかった。(引用者注:小林室長は2009年9月7日の報告を●●から受けた後、時期は不明だが森山安全審査課長に伝えたことと証言している。森山課長は2009年9月頃、原子力安全・保安院が「東電から約8mの水位となる旨、資料を用いて説明を受けた」と証言している。) また、森山審議官は、自らが原子力発電安全審査課長として出席していた前記(a)記載の合同WGの委員による貞観三陸沖地震・津波の指摘以降、自ら部下に対して貞観三陸沖地震・津波に関する話の進展等を尋ねることはなかった⁸。東京電力は、前記のような保安院の態度を踏まえ、説明した東京電力の前記(a)記載の方針につき、保安院の了承が得られたものと考えた。

8 当委員会によるヒアリングに対し、森山審議官(ヒアリング当時は原子力災害対策監)は、貞観三陸沖地震・津波の話を取り組まなければならない重要な問題と認識していたので、平成21年7月に福島第一原発5号機の耐震安全性に係る中間報告の評価を公表した際に、貞観三陸沖地震・津波に関する指摘を特別に盛り込んだなどと述べている。しかしながら、同審議官の対応については、①福島第一原発における想定波高について、当時誰にも具体的な波高を尋ねていなかったこと、②平成21年に様々な新知見を合同WG等の場で識者に議論してもらう制度を創設したが、貞観三陸沖地震・津波の話その場での議論に付そうとしなかったという事実も認められる。

b 東京電力による津波堆積物調査への対応

保安院は、平成22年5月、東京電力から、前記(7)c記載の津波堆積物調査の結果について報告を受けた際、東京電力に対し、津波堆積物が発見されなかったことをもって津波がなかったと評価することはできないなどとコメントしたが、具体的な行動を東京電力に求めることはなかった。

なお、森山審議官は、同年3月、福島第一原発における津波対策の状況を部下に尋ねたところ、「東京電力は、津

波堆積物の調査をしている。貞観の地震による津波は、簡単な計算でも敷地高は超える結果になっている。防潮堤を造るなどの対策が必要になると思う。」旨の報告を受け、福島第一原発で防潮堤を必要とする程度の敷地高を超える波高の試算結果が存在することを認識するに至った。ところが、かかる試算結果を認識したにもかかわらず、森山審議官は、具体的な波高数値を部下や有識者に確認せず、貞観三陸沖地震・津波の話の前記合同WGにて様々な新知見を有識者に議論してもらうこともなかった。当委員会によるヒアリングに対し、森山審議官(ヒアリング当時は原子力災害対策監)は、そのときの認識について、「平成21年に合同WGの委員から指摘を受けたときとあまり認識は変わっていない。この段階でも、(津波が)大きくなるということはあるが、定量的な認識はなかった。津波堆積物調査を始めとする様々な調査をして評価をしつつある過程であり、貞観三陸沖地震についての調査はそれほど進展していないと認識していた。津波の認識は低く、情報の受け止め方の感度がよくなかった。」などと供述している。

c 保安院が、平成23年3月7日に実施した東京電力に対するヒアリング

(a)ヒアリングに至る経緯

保安院は、推本が平成22年11月に「活断層の長期評価手法(暫定版)」を公表したことを契機として、平成23年2月22日頃、保安院原子力発電安全審査課と文部科学省地震・防災研究課との意見交換を行い、文部科学省から、推本の長期評価につき貞観三陸沖地震に関する最近の知見も踏まえた改訂を同年4月頃行う予定であるとの情報を得た。

保安院は、国の機関である推本が貞観三陸沖地震の知見を踏まえた長期評価の改訂を行えば、保安院として長期評価の改訂を踏まえた福島原発の安全性確保に関する説明を求められる事態に進展するおそれがあると考え、意見交換会当日のうちに東京電力に連絡し、長期評価が改訂される情報に接したことを告げるとともに、福島第一原発及び福島第二原発における津波対策の現状について説明を要請した。その結果、東京電力が、近日中に、文部科学省と長期評価の改訂を巡る情報交換を行う予定であったので、その報告と併せて福島第一原発及び福島第二原発における津波対策の現状を説明することとなった。

(b)ヒアリングの内容

平成23年3月7日、保安院において東京電力に対するヒアリングが行われた。

東京電力は、同月3日に文部科学省で開催された推本の長期評価改訂に関する情報交換会の概要を説明するとともに、文部科学省に対し、「貞観三陸沖地震の震源はまだ特定できていないと読めるようにしてほしい。改訂案は貞観三陸沖地震が繰り返し発生しているかのようにも読めるので、表現を工夫してほしい。」などと要請したことを紹介した。

次に、福島第一原発及び福島第二原発における津波評価、対策の現状につき、以下の内容を説明した。

津波評価については、資料を使いながら、①平成14年の

津波評価技術で示されている断層モデルを用いた試算結果、②平成14年の推本の長期評価に対応した断層モデルに基づいて試算した福島第一原発及び福島第二原発における想定波高の数値が(ケース1)明治三陸沖地震(1896年)のモデルを用いた場合には、それぞれ福島第一原発で8.4mから15.7mまで、福島第二原発で7.2mから15.5mまで、(ケース2)房総沖地震(1677年)のモデルを用いた場合には、それぞれ福島第一原発で6.8mから13.6mまで、福島第二原発で5.3mから14mまでとなるが、平成22年12月の津波評価部会での審議における三陸沖北部から房総沖の海溝寄りプレート間大地震(津波地震)の考察にて、福島県を含む南部領域については前記房総沖地震(1677年)を参考に波源を設定する旨の方針が出されていること、③貞観津波に関する佐竹論文の断層モデルを用いた場合、それぞれ福島第一原発で8.7mから9.2mまで、福島第二原発で7.8mから8.0mまで(用いた断層モデルは、平成21年9月の説明に用いたものと同じ。ただし、潮位データをより安全サイドに立って採用した。)となることを説明した⁹。

さらに、福島第一原発及び福島第二原発の津波対策については、平成24年10月を目途に結論が出される予定の土木学会における検討結果如何では、津波対策として必要とされ得る対策工事の内容を検討しているが、同月までに対策工事を完了させるのは無理である旨説明した。

このような東京電力の説明に対し、保安院の室長らは、「4月の推本の公表内容によっては、保安院から指示を出すこともある。また、女川のバックチェック最終報告の審議において貞観津波が話題になることが予想され、その審議状況によっては口頭で指示を出すこともあり得る。」旨を述べ、さらに、審査官は、「土木学会による検討の結果、平成24年10月に津波評価技術の改訂がなされることとなった場合に、その後でバックチェックの最終報告書が提出されれば、世間的に見たらアウトになってしまう。なるべく早く津波対策を検討してバックチェック最終報告書を提出してほしい。」旨を述べた。このように、保安院は、何らかの指示を今後行うことがあり得る旨の予告については行ったが、他方で東京電力に対し、対策工事を実施するよう明確に要求し、バックチェック最終報告書の提出を文書で求めるなどの踏み込んだ対応は行わなかった。また、保安院の室長らは、前記ヒアリングの内容を上司に報告相談せぬまま、3月11日の地震の日を迎えた。

他方で、東京電力は、仮に今すぐ平成14年の津波評価技術を基にしたバックチェックの最終報告書を提出したとしても、貞観津波の最終的な断層モデルが未確立ゆえ合同WGにおける審議が円滑に進まない可能性があることから、福島地点津波対策ワーキングにおける社内検討を進め、前記土木学会の検討により津波評価技術が改訂された場合に、それに基づく必要な対策工事を終えてからバックチェックの最終報告書を提出するのが現実的であると判断した。

9 波高は、全てO.P.の数値である。